

高知県教育センター 避難所運営マニュアル概要版

舟戸自主防災会
高知市
令和3年2月作成
令和5年11月改訂

一人ひとりが作業を分担し、助け合って避難所の運営に協力してください。
避難所を開設し、運営するのは、避難してきた皆さん自身です。

当面の活動を指示するリーダーを決めて、各チーム長を指名し、チームごとに作業を進めます。

段階	必要な活動	内容
<h2>津波からの避難（屋上）</h2>		
避難者を開設するための準備	マニュアルの準備 避難所の安全確認 受付の設置 避難所の区割り トイレの確保	<ul style="list-style-type: none">「避難所運営マニュアル」を取り出す。「避難所安全確認チェック表」を使用して安全確認を行う。受付の設置居住スペースの区割り簡易トイレなどを使用してトイレを確保する。
避難者の受け入れ	避難者の受付 居住スペースへの誘導	<ul style="list-style-type: none">避難者の受付<ul style="list-style-type: none">受付にて「避難者カード」を配布します。各居住スペースに誘導し、「避難者カード」を記入してもらいます。記入できた人の「避難者カード」を回収します。
運営	トイレの巡回確認 傷病者の把握・応急対応 要配慮者の把握・生活支援 ペットの受け入れ 食料・物資の配給 被災者への情報伝達 災害対策本部との連絡 避難所の運営 避難所の撤収	<ul style="list-style-type: none">トイレの使用状況を巡回確認する。傷病者や要配慮者が避難してきた場合は所定のスペースへペットは、ペットスペースへ食料や物資の配給通信手段（防災行政無線など）を確保して災害対策本部と連絡必要な班に分かれて、協力して運営全員で掃除して撤収！
撤収		

浸水しない場合

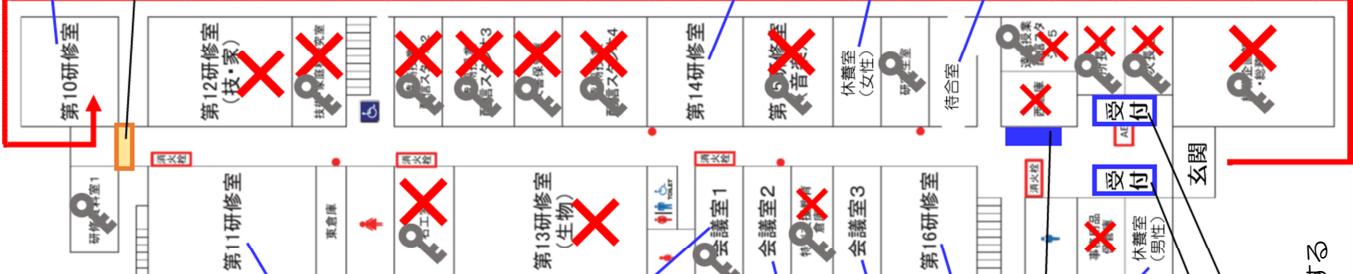
●通常時は施錠されている箇所

✖：事前に指定する立入禁止箇所
→：体調不良者の動線

1階



要配慮者スペース
・介助が必要な高齢者
・車椅子利用者



2階

体調不良者スペース

体調不良者と一般避難者との
運動線を口一フロアなどで仕切る

要配慮者スペース
・言導障害者
・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

・介導者などを連れた

・言導障害者

・障害者

3階

居住スペース
(下の拡大図参照)

大研修室

移動系防災行政無線

居住スペース

※①

第31研修室

第32研修室

第33研修室

第34研修室

要配慮者スペース
・発達障害者
・知的障害者
・精神障害者

※① 4階へ
機械室：資機材保管場所
屋上：津波避難入ベース
固定系防災行政無線
※② 4階へ
屋上：津波避難入ベース

3階大研修室
拡大図
(居住スペース)

北浦地区
居住スペース

大津乙地区
居住スペース

要配慮者
スペース

入口

情報掲示板



✖：事前に指定する立入禁止箇所

→：体調不良者の動線

1階



要配慮者スペース
・介助が必要な高齢者
・車椅子利用者

要配慮者スペース
・合併症の可能性のある妊娠婦
・乳幼児

女性更衣室
女性配慮スペース

物資配給スペース
(雨天時)

男性更衣室
男

(雨天時) 要配慮者用受付

(雨天時) 一般避難者用受付

※受付について、晴天時は
正面玄関前（屋外）に配置する

高知県教育センター 避難所生活のルール

避難所では、避難者みんなが協力して生活します！

＜全 体 ＞

- 避難者の状況を名簿で把握しますので、入退所の際には受付に申し出てください。
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。
- 居住スペースおよび世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにしてください。
- 居住スペースでの個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑とならないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。
- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードでつないで飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ペットの排便などは、飼い主の管理のもとで行い、必ず後片付けをしてください。
- 自動車内で避難する場合、エコノミークラス症候群などの症状が発生する可能性があります。こまめに体を動かしましょう。
- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。
- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用時、ごみを捨てた後など、こまめに手洗い・手指の消毒をしましょう。



マナーモードにする。
夜間の居住スペースでは使用しない。



リードでつなぐ



ケージに入れる

足の運動例



足を上下に
つま先立ちする



つま先を
引き上げる



ふくらはぎを
軽く揉む

情報は、掲示板に掲示しますので、ご確認ください。

高知県教育センター 避難所生活のルール

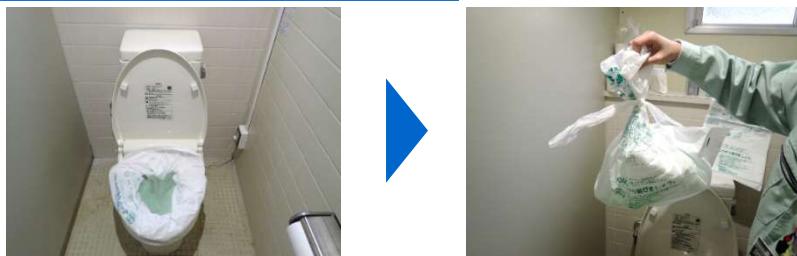
— <トイレの使用ルール> —

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、または状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損しているなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ、携帯トイレのイメージ



簡易トイレ



携帯トイレ

仮設トイレのイメージ



◎共通事項

- ※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。
- ※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。